

景観形成に大きな影響を及ぼす大規模行為について、届出が必要です。

行為の計画



他法令等による許認可等を受ける前にできる限り事前相談を行ってください。

事前相談



着手の30日前までに届出を行ってください。

届 出



審 査

景観形成基準に対する適合性

適 合

不適合



勸 告



変更届出（基準に適合）



行為の着手（通知）



行為の完了（完了届の提出）